

「第7節 海や浜辺の利用」

【基本計画 第2章第7節】

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園前での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

【第1次事業計画の目標】

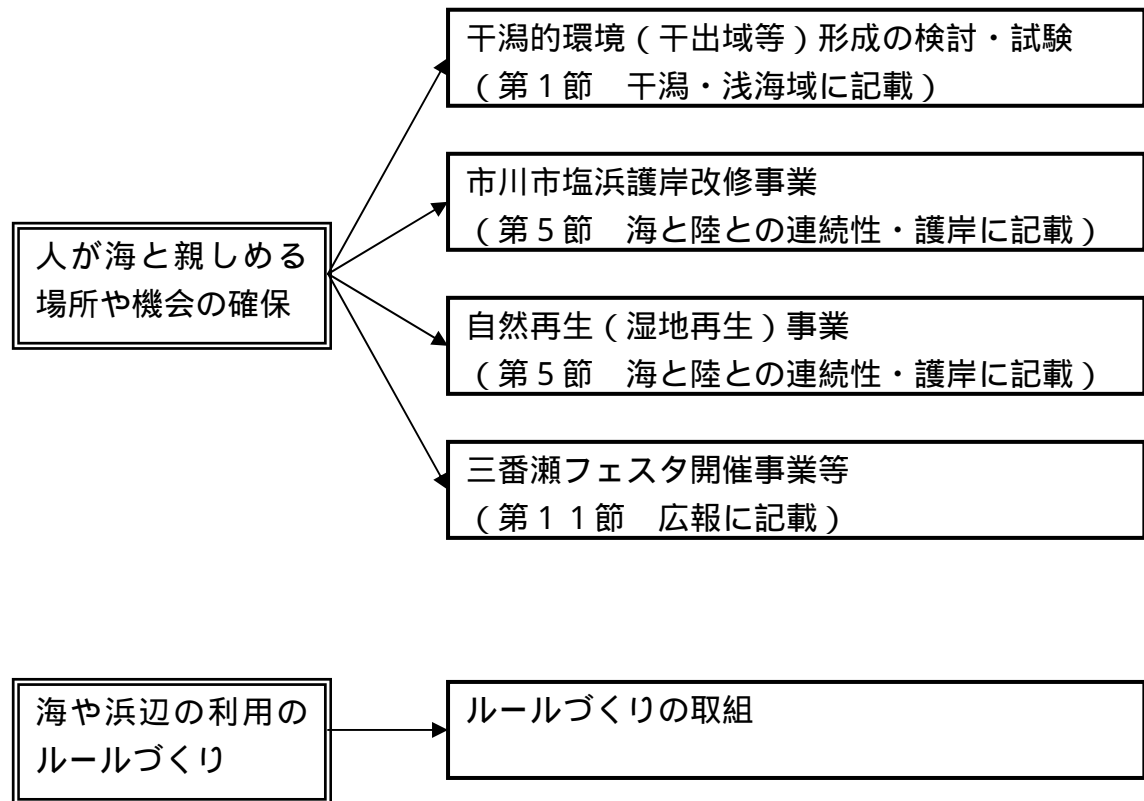
三番瀬をふるさとの海として実感できるようにするためには、人が海と親しめる場所や機会の確保を図るとともに、賢明な利用についてのルールづくりなどを進めることが重要です。

このため、塩浜2丁目護岸の改修事業を進めるに当たり、人が海と親しめる構造等も含め順応的管理により、より良い工夫を施していきます。

また、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験や、湿地の復元等、自然再生の実現に取り組みます。

生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用について、漁業者、地域住民、利用者等の参加のもとでルールづくりに取り組んでいくとともに、ルールの的確な運用を進めていきます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
1 ルールづくりの取組 (中期的事業)	5 か年の目標：海や浜辺の賢明な利用のルールづくりに向けた地域協議の場の設置 将来にわたって人と自然がふれあい、海の恵みを育む三番瀬であるためには、生態系や持続可能な漁業への配慮が必要であり、海や浜辺の賢明な利用に当たってのルールづくりとルールの的確な運用が必要です。 このため、三番瀬の利用実態を調査し、関係団体の利用に対する考え方を整理し、漁業者、地域住民、利用者、関係機関等と情報の共有や意見交換等を行うための地域協議の場の設置を図っていきます。 また、密漁への対策をはじめとする海や浜辺の利用に関する既定のルールの遵守を図るため、その的確な運用が図られるよう努力していきます。